

寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業業務委託

# 実施報告書

令和5年3月

愛知県弁護士会

## 1 事業の概要

弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、面会、要望の聞き取り、居住手続きや就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、各種支援を行うことにより、円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を行う。

本事業は、支援対象者を「高齢者」や「障がい者」等に限定せず、社会復帰・再犯防止のために支援が必要な者に対しては広く支援活動を行うところに特徴がある。

## 2 事業期間

2022年4月1日から2023年3月27日まで

なお、支援申込数等の数値は、2023年2月末現在である。

## 3 支援対象者の要件

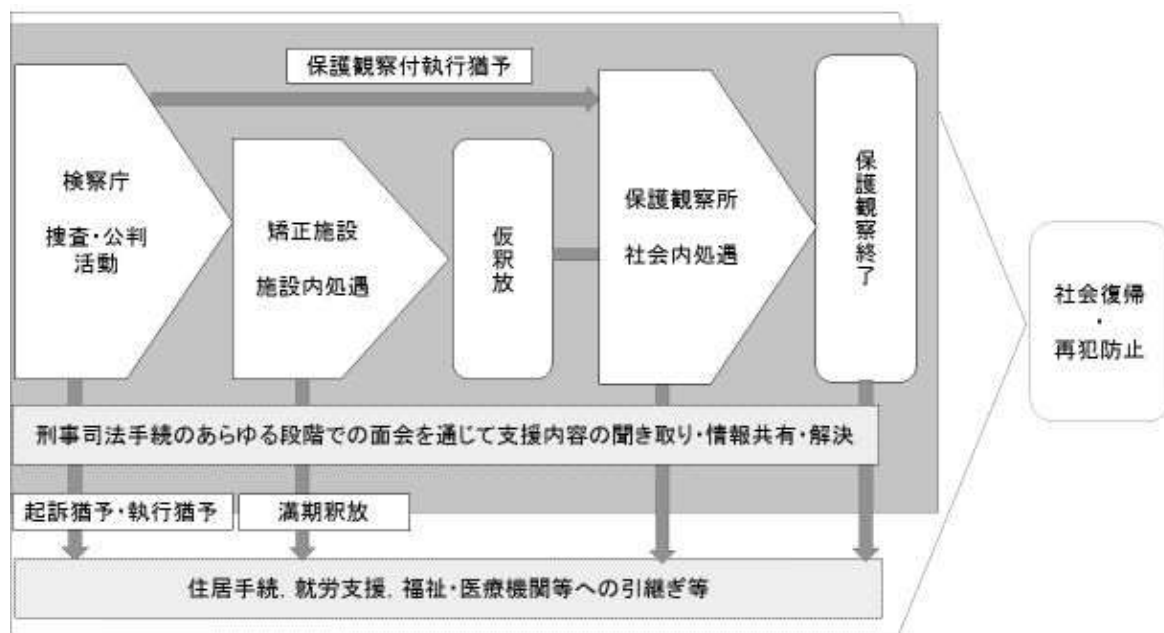
- (1) 愛知県内において、起訴猶予、執行猶予又は保護観察付執行猶予若しくは保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
- (2) 愛知県内の矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所）を出所（院）又は退所する者で、次に掲げる者とする。
  - ア 愛知県内の刑事施設に在所中の者又は出所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
  - イ 愛知県内の少年院に在院中の者又は出院した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
  - ウ 愛知県内の少年鑑別所に在所中の者又は退所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
- (3) なお、対象者については、30人程度とし、可能な限り、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）から、性別・年齢など幅広く選定するとともに、支援の開始に当たっては、当該事業による支援活動を受けることについて、対象者から書面による同意を得ること。

## 4 活動内容の要件

対象者の社会復帰又は再犯防止のために行う活動で、次に掲げる活動とする。

- (1) 対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人である弁護士からの申出による支援活動
- (2) 過去に対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人であった弁護士からの申出による支援活動
- (3) 対象者、対象者の親族、協力雇用主、保護司の希望に基づき対象者と面談した弁護士からの申出による支援活動
- (4) 検察庁、矯正施設又は保護観察所からの申出による支援活動
- (5) 地域生活定着支援センターその他の関係機関からの申出による支援活動

(参考) 事業イメージ図



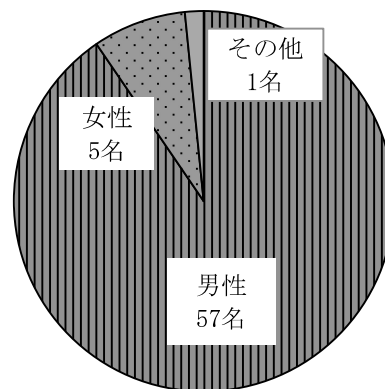
## 5 支援対象者の実績人数

### (1) 男女別の実績人数

男性	57名
女性	5名
その他	1名
計	63名

※ただし、上記のうち男性3件は  
過年度支援決定の今年度活動分

<男女別実績人数>

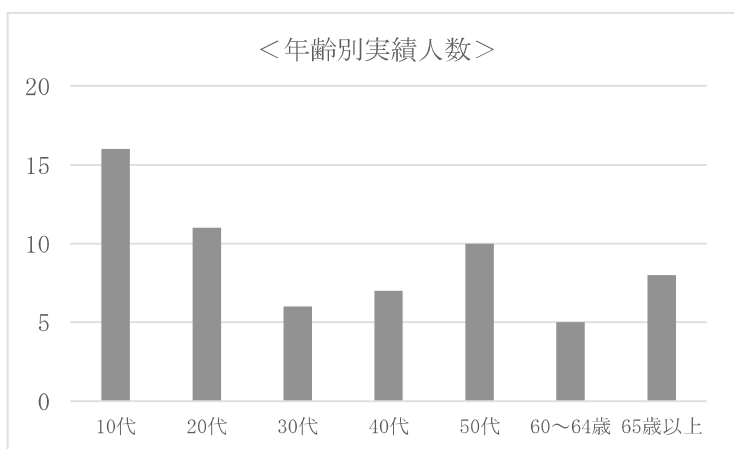


### (2) 年齢別の実績人数

10代	16名
20代	11名
30代	6名
40代	7名
50代	10名
60~64歳	5名
65歳以上	8名
計	63名

※ただし、上記のうち10代2件、  
65歳以上1件の計3件は  
過年度支援決定の今年度活動分

<年齢別実績人数>



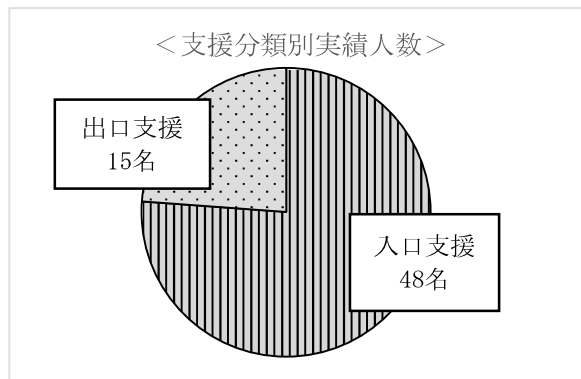
(3) 罪種別の実績人数

本事業実施にあたって、罪種を問わず支援すること、罪種は支援対象者・担当者にとって極めてセンシティブな情報であることからその開示を求めることは申請を萎縮させかねないことから、調査しないこととした。

(4) 支援分類別の実績人数

入口支援	48名
出口支援	15名
計	63名

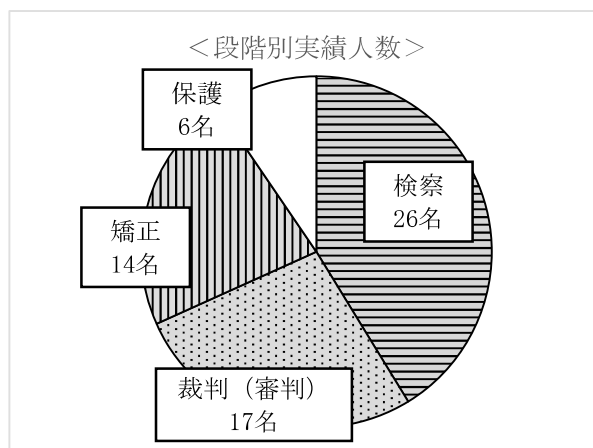
※ただし、上記のうち入口支援1件及び出口支援2件の計3件は  
過年度支援決定の今年度活動分



(5) 刑事司法手続の段階別の実績人数

検察段階	26名
裁判(審判)段階	17名
矯正段階	14名
保護段階	6名
計	63名

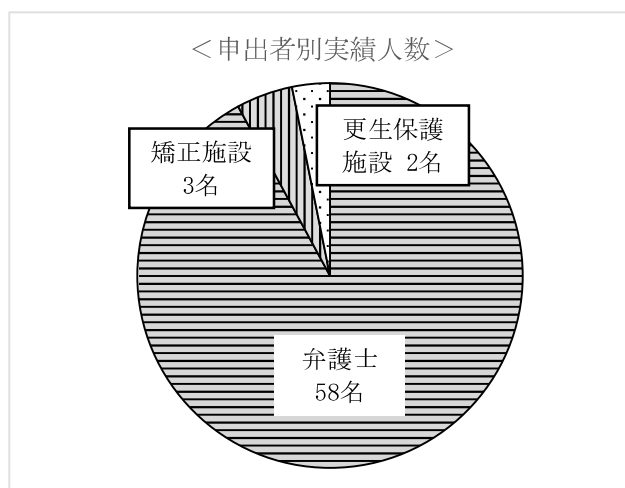
※ただし、上記のうち検察段階1件及び矯正段階2件の計3件は  
過年度支援決定の今年度活動分



(6) 支援活動の申出者別の実績人数

弁護士からの申出	58名
矯正施設からの依頼	3名
更生保護施設からの依頼	2名
その他からの依頼	0名
計	63名

※ただし、上記のうち  
弁護士からの申し出3件は  
過年度支援決定の今年度活動分



(7) 支援活動の主な内容別の実績人数（複数項目に該当する者があり、合計とは不一致）

帰住先の確保の支援（身元引受人、更生保護施設、住込就労等）	6名
福祉機関への引継ぎ（生活保護申請、年金受給等）	25名
就労先の確保の支援（協力雇用主の紹介等）	4名
医療機関への引継ぎ（受診同行、入院手続等）	4名
法的な手続きの支援（債務整理等）	4名
面談支援	14名
就学支援	1名

※（1）～（6）は支援決定件数、（7）は各支援活動の報告書をもとに集計しており、合計との差異が生じている。

## 6 寄り添い弁護士制度による支援に対するニーズ分析

(1) 弁護士・付添人からのニーズ（いわゆる入口支援）

弁護士が捜査弁護活動において、検察官と折衝し、不起訴処分となった後、(元)被疑者を生活保護窓口や医療・福祉機関に同行することがある。裁判段階においては執行猶予判決がなされた場合も同様であり、保護観察付き執行猶予処分や少年事件において保護観察処分を受けた場合には、まず、保護観察所に赴かなければならないが、(元)弁護士・付添人がこれに同行することがある。このような活動は、従前(元)弁護士・付添人のボランティアとして行われていた。このような活動（いわゆる入口支援活動）を正當に位置づけてもらいたいという弁護士のニーズがある。弁護士からの報告書でも、多少でも活動費・交通費が支払われるのが心強かった旨の記載がある。

この保護観察所同行にとどまらず、執行猶予判決後に生活保護窓口に同行して生活保護申請を支援するなどの取り組みも行われている。

公判段階での刑事弁護活動の中で、判決後も寄り添い弁護士として支援に当たることを説明し、これを意識した判決も生まれ始めている。弁護士や裁判所にこの制度が知られていることの反映と思われる。

(2) 矯正施設からのニーズ

事業の中で、矯正施設からの申請が3件(約9%)を占めていたことは特筆に値する。刑務所においても特別調整などによる出所支援活動が取り組まれているが、その対象から外れた者について、出所後の帰住先も定かでないのに(再犯に至るのではないかと)の危惧を抱きつつ満期日に出所させざるを得ないケースがあった。このようなケースについて、寄り添い弁護士制度を利用、活用できることは非常に助かるという声が上がっている。今後のことではあるが、矯正機関からは、今後も継続してもらいたい、やめられては困るという声がある。また、債務整理、相続、不良縁組解消などの法律問題については、弁護士に相談に乗ってもらいたいというニーズがあった。

なお、矯正施設(刑務所、少年院)が行っている出所(退院)支援活動と寄り添い弁護士が行う支援活動とを併行して、協働して行うようにすることが課題として見えてきた。

(3) 更生保護施設からのニーズ

事業の取り組みにおいては、保護観察所からの申請、更生保護施設からの申請が1件あった。これは、更生保護施設入所期間終了が近づいているのに、その後の居住先が定まっていないの

で、寄り添い弁護士制度に申請したというケースである。弁護士・付添人からの申請、矯正施設からの申請に比べれば、数は少ないが、こうしたニーズがあることは確認できた。寄り添い弁護士制度がない場合、このようなケースには対応できなかったと思われる。

他に、保護観察所から、保護観察中の者に対する支援の申請があったが、事情を伺い、本事業対象外の「相談」として対応（本事業では「相談のみ」は対象としていない）したケースがある。

#### （４）その他からのニーズ

地域生活定着支援センターや協力雇用主会といった関係団体が活動する中においても、弁護士が活動できる分野がまだまだあるかと思われる。この間の実績からすれば、支援対象者を支援する関係者の一員として加わる（具体的にはケース会議に加わり、支援計画を策定し、これを実施する一員）、法的分野における支援などが想定される。しかしながら、今回の事業期間においては、定着支援センターからの申し込み1件にとどまったが、他の機関、弁護士からの申し込み事案においても、定着支援センターの助力、協力を受けている事案が多数存在する。

#### （５）愛知県弁護士会独自事業に見られるニーズ

本事業の対象要件に該当しない事案について、愛知県弁護士会が独自事業として支援したものが54件ある。例えば、受刑者本人からの相談の依頼（受刑者本人が新聞報道で知った、受刑者の親族がよりそい弁護士制度を知って、受刑者に伝えたなどが端緒になっている）がある。また、愛知県内で刑事裁判、少年審判を受けたが、入所施設が愛知県外であるため、本事業の対象とはならなかった事案がある。これら独自事業事案がかなりの数に上っていることからすれば、社会復帰・再犯防止支援のための弁護士へのニーズは、より広く存在していると想定され、「相談」を対象とする、愛知県外事例について他府県で対応できようにするなどの制度拡張が実施されれば、対応件数が増加することが見込まれる。

## 7 寄り添い弁護士制度による支援のメリット

### （１）検察・裁判段階（いわゆる「入口支援」）

いわゆる「入口支援」には、刑事事件・少年事件終了後、刑事弁護活動、付添人活動の延長として、事実上行っていた活動もある。しかし、刑事事件・少年事件としては終了しているので、国選弁護・付添人活動ではなく、費用支払いの対象とならなかった。寄り添い弁護士制度によれば、一部ではあるが、費用が支払われることになるので、弁護士・付添人が事件終了後の活動を行うモチベーションを高めることができる。また、こうした活動が行われていることが弁護士会内で情報として共有されることにより、弁護士の入口支援活動がより活性化する（「そうか、こういう活動もできるのか」「自分もやってみよう」など）ことが期待される。

### （２）矯正施設からの出口支援

矯正施設の特別調整の対象とならなかった出所者に対しても支援できる。このような制度がなかったために、満期出所者に対する支援の空白があり、これを埋めることができるのは上記6(2)のとおりである。

寄り添い弁護士は、入所中のケース会議（施設担当者、出所後の自治体担当者（福祉関係）等が参加）に参加し、出所後もそこで決められた活動に従事する。寄り添い弁護士がない場合は、出所前は施設担当者、出所後は自治体担当者等に「引き継ぐ」ことになるが、寄り添い弁護士制度では、同一弁護士が、出所の前後を通じて文字通り「寄り添って」活動をする。そ

のため、支援対象者からの安心感も大きい。

法的支援（債務整理、遺産分割等）の必要が生じた場合、矯正施設では一般的教示を行えるに留まるが、寄り添い弁護士であれば、具体的相談に乗り、必要に応じて依頼を受けて具体的解決に結びつけることが可能となる。但し、法的支援を要する事案で、日本司法支援センター（略称「法テラス」）利用可能な者は法テラスの活用を優先する取扱いとしている。この場合においても、法テラス利用の端緒として寄り添い弁護士制度が活用されるメリットがある。

### （3）保護段階

保護観察中、更生保護施設入所中に、その終了に向けた社会復帰支援を要することは、上記（2）の場合と同様であり、そのメリットも、（2）と同様のことが指摘できる。

#### <事例1> 入口支援（成人）の例

・半田支部や岡崎支部で執行猶予判決が言い渡され、更生緊急保護の手続のために名古屋保護観察所に出頭しなければならない事案で、寄り添い弁護士が同行支援する例が相当数あった。一部の事案では、保護手続の場に同席している例もある。

判決後、「保護観察所に行きなさい」と指導しても、そこまでたどり着けるかの保証がない。このような場合に、確実に更生保護につなげるためには、判決言渡後に弁護人が動くしかない（他の誰もやってくれる人はいない）。このような状況下での元弁護人（判決言渡によって弁護人ではなくなっている）の活動を支援するところに寄り添い弁護士の意義がある。

#### <事例2> 出口支援（少年）の例

- ・元付添人からの申込事案である。
- ・少年院入院後、継続的に面会し、仮退院に向けた打合せ、退院後の就労先調整などを行った。
- ・少年は、退院を楽しみにしながらも、退院後の生活に不安を持っていることが多い。このような場合、寄り添い弁護士が少年の悩みや不安を聞き取り、それに対応することには意義がある。

#### <事例3> 出口支援（成人）の例

- ・刑事施設（刑務所）からの依頼事案であり、寄り添い弁護士の経験が深い弁護士と帰住先予定地の弁護士が複数で担当した（愛知県弁護士会では必要な場合、複数担当することを認めている）。
- ・刑事施設から必要な情報提供を受けることができたことに加え、帰住先予定地弁護士が福祉団体と関係を持っていたため、その調整が可能となった。複数担当が有意義だった事例である。

## 8 本制度実施の中での特徴

当会として、本事業を開始してから4年目であり、愛知県からの事業委託を受けるのは、2019年度に続いて3年目である。この間、着実に実績を重ねており、本制度の意義は実証されてきていると評価できる。同種の制度を実施しているのは、愛知県に先行する兵庫県弁護士会、愛知県弁護士会であったが、2021年11月からは札幌弁護士会、2022年度には、大阪弁護士会、第

二東京弁護士会、広島弁護士会が取り組みを開始した（試行を含む）。

当会の取り組みの特徴としては、以下3点が挙げられる。

#### 1 愛知県のご協力

愛知県は、2019年度は法務省が実施した「モデル事業」として寄り添い弁護士制度を実施した。2021年度は、愛知県独自の事業として、本制度を実施され、愛知県弁護士会が事業実施の委託を受けることとなった。このような形態は、兵庫、札幌他の弁護士会にはない。

愛知県では、本制度実施について、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業検討委員会」を設置、開催していただいているほか、「愛知県再犯防止推進計画」の策定、その実施を図る「愛知県再犯防止連絡協議会」の設置等、多大な努力をいただいている。この分野におけるご協力に温めて感謝申し上げたい。

#### 2 名古屋矯正管区のご協力

名古屋矯正管区とは、2019年モデル事業実施にあたって、寄り添い弁護士制度の円滑な実施のための「申し合わせ」を行った。それ以降も、申し合わせを改訂していただいている。また、継続的な協議を行い、進行状況の確認の外、制度運用改善を図っている。こうした名古屋矯正管区との協力関係も愛知県において特筆できることである。

#### 3 名古屋保護観察所等のご協力

本年度、寄り添い弁護士制度の実施について、名古屋保護観察所と意見交換の場を設けることができ、率直な意見交換ができた。他に、名古屋地方検察庁、名古屋地方裁判所にも必要な情報提供を行い、制度の周知にご協力をいただいた。

### 9 寄り添い弁護士制度による支援における課題

一方、これまでの実践の中から、浮かび上がっている課題も大きい。現時点で、特に重要であると考えている事項は以下のとおりである。当会の制度は、2019年度に2年間の時限的制度として開始したが、2021年度以降も継続的に実施することとなった。以下の課題は、2023年度以降に改善していきたいと考えている。

#### (1) 関係機関との連携強化

本事業が目指している、社会復帰支援、再犯防止は、ある特定の期間・団体のみの取り組みで成し遂げられる事業ではなく、関係機関の連携した取り組みが必要である。

当会の取り組みにおいても、今後、検察庁、保護観察所という国の機関の外、地方公共団体（市町村）、保護司会、協力雇用主会、就労支援機構、愛知県地域生活定着支援センター等々との連携を強めていくことが求められている。

#### (2) ノウハウ、ネットワークの弁護士への周知

支援担当弁護士においても、「寄り添い弁護士がどこまでやるのか分からない」「どこへつなげばいいか分からない」「活動のマニュアルや相談先をまとめてほしい」などの声がある。この点は、制度発足時からの課題であったが、まだ実現できていない。本事業の内容を充実させて、実効的な制度とするために、避けて通れない課題となっている。

そのための弁護士への研修も課題である。今年度の研修は、この点を主要なテーマとして行い、愛知県弁護士会会員以外の方の多数の参加を得ることができたが、引き続き、広報に努めていきたい。

#### (3) 地域制限の問題



本事業では、捜査と刑事裁判、収容施設、帰住先がいずれも愛知県である場合に支援対象者が限定されている。名古屋地方裁判所で実刑判決を受け、他府県の刑事施設（例えば福井刑務所、笠松刑務所）で服役した場合、帰住先が愛知県内でも支援対象とならない。少年の場合も、交野女子学院（大阪）など他府県の少年院に収容された場合（ちなみに愛知県内に女子が入院する少年院は存在しないので、女子が名古屋家庭裁判所で少年院送致の審判を受けた場合、他府県女子少年院に入院することになる）は支援対象とならない。

本事業の実施主体が愛知県であるため、一定の地域的制約はやむを得ないものと考えられるが、今後、本事業の対象を拡大できないかの検討、本事業のような制度を全国的に実施していくことが課題となる。幸い、上記のとおり、実施する弁護士会が増加し、その他の弁護士会でも制度創設の動きが始まっており、当会からも各地の弁護士会や日弁連に呼びかけていきたい。

(3) その他

① 矯正施設（刑務所、少年院）が実施している支援活動と本事業による活動は、「どちらか」ではなく、協働して、併行してなされるべきものである。

名古屋地方検察庁も入口支援の活動を強化している。

このような、他の機関が実施している同種の支援活動との連携調整を図っていく必要がある。

② 弁護士が支援活動を行う場合に、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助、日本弁護士連合会が行っている子どもに対する法律援助事業等との関係整理も、引き続き課題である。

**10 支援対象者へのアンケート結果**

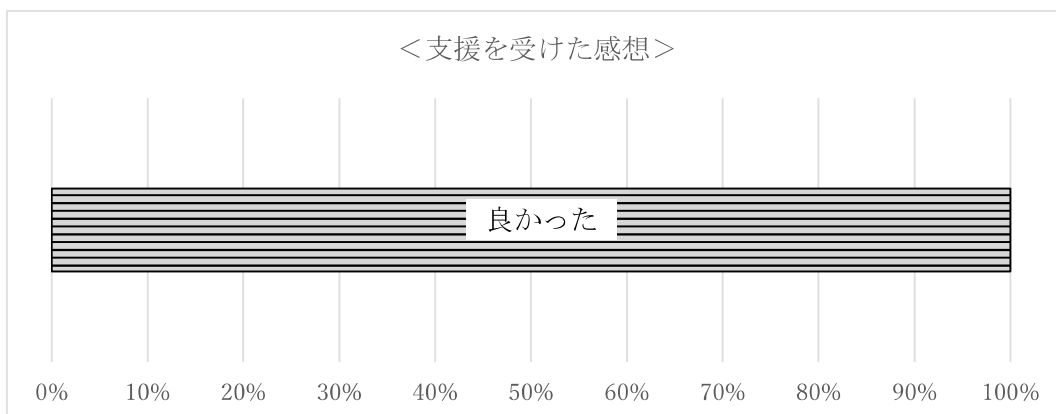
(1) アンケート回収数

回答者数：4名 / 支援対象者のうち終了報告済数22名（回収率：18.1%）

※全体の支援対象者数：63名

(2) 寄り添い弁護士の支援を受けた感想

良かった	4名
どちらかといえば良かった	0名
どちらともいえない	0名
どちらかといえば役に立たなかった	0名
役に立たなかった	0名
計	4名



(3) 「良かった」又は「どちらかといえば良かった」と答えた理由（複数回答可）

相談できる人ができた	3名
手助けをしてもらえた	2名
手続について知識を得られた	2名
法的アドバイスを得られた	0名

(4) その他の感想（自由記載欄の主な回答）

- ・「いろいろ面倒を見てもらえた」
- ・「保護観察所までの同行、相談などを聞いてもらえた」

## 1.1 寄り添い弁護士からの終了報告書の主な内容

(1) 支援にあたった寄り添い弁護士の概要

- ・支援対応人数：48人 / 寄り添い弁護士名簿への登録人数：74人  
(名簿登載者のうち、今年度活動人数：20人)
- ・寄り添い弁護士の選任方法：愛知県弁護士会内で制度の周知を図った上で募集を行い、応募のあった者を寄り添い弁護士名簿に登録した。
- ・支援対応の割り当て方法：弁護士からの申出に基づく支援は、基本的に当該弁護士が対応し、それ以外に矯正施設等からの依頼に基づく支援は、登録名簿の掲載順を原則として、弁護士事務所の所在地等も勘案しながら割り当てを行った。

(2) 行った支援の種類（複数回答可）

同行支援	22名
帰住先支援	7名
就労先支援	2名
福祉的支援	9名
医療的支援	2名
その他（被害弁償相談）	1名
その他（日常生活自立支援）	1名
その他（電話連絡・報告）	1名
その他（関係者支援会議出席）	1名

(3) 行った支援により事業期間内に得られた成果（複数回答可）

生活保護などに結びついた	8名
帰住先が見つかった	8名
就労先が見つかった	0名
福祉施策を受けられることになった	5名
医療を受けられることになった	3名
その他（裁判上の和解成立）	1名
その他（浪費による再犯を防止できた）	1名

その他（口座利用が可能であることが確認できた）	1名
その他（引きこもり改善のきっかけとなったと感じた）	1名

（コメント） 終了報告書の詳細をすべて紹介することはできないが、支援に当たった弁護士が、それぞれの事案に即した工夫をしてさまざまな活動を行っていることが分かる。

（4） 寄り添い弁護士制度のメリット（利点）について（自由記載欄の主な回答）

- ・ 支援対象者が一人では対応できなかったことが、支援を受けることにより、対応できるようになる。
- ・ 刑事事件においては判決でも有利な事情として考慮され、実際も再犯防止に資するところが大きい。
- ・ 事件対応している中でも、生活保護等の希望があれば、この活動があるおかげで対象者に安心を与えられる。
- ・ 生活保護の申請同行など、これまで無償で行っていた支援活動に支援費用が出ることは非常にありがたい。
- ・ 支援対象者が弁護士を通じて元勤務先に謝罪することで負い目から解放され、元勤務先から励ましの手紙をいただくことができた。第三者が介入することで円滑に国保に加入できた。弁護士としてはこのような制度があったおかげで丁寧に関わることができた。

（5） 寄り添い弁護士制度のデメリット（問題点、改善を要する事項）について（自由記載欄の主な回答）

- ・ （女性弁護士が男性対象者との）自家用車での同行は恐怖感・抵抗がある。
- ・ 弁護士報酬が安いと、高い報酬に見合った完全十分な支援を受けることはできない。
- ・ 対象者自身が更生の強い意志を持たなければ、せっかくの制度も意味をなさない。
- ・ どのような行動が寄り添い弁護士の活動になるのかよくわからなかった。相談申込と支援申し込みがあるが違いが良くわからない。
- ・ 活動費を時間で区切る点は若干問題点があるように思えた。

（コメント） それぞれの指摘にはもっともなところがあり、次年度以降に改善を図っていきたいと考えている。

## 12 事業実施団体としての所感

本年度、愛知県からの業務委託を受けて、本事業を実施してきた。

愛知県からの業務委託は3年目、当会事業としては4年目であった。その間の取り組みで、本制度の意義は実証され、定着してきている。

本制度をより充実させ、罪に問われた人の社会復帰と再犯防止のために一層努力を続けていきたい、そして、本制度を全国的な制度へと発展させるように努力していきたいと考えている。

本事業の実施に御理解と御協力をいただき、ありがとうございました。